

浄化槽を使用・管理する上で、やらなければならない3つのこと

浄化槽は、私たちの生活から排出された汚水を浄化して、きれいな水を川に流すことのできる装置です。浄化槽法により、次のことが義務づけられています。

1 法定検査(7条検査・11条検査)

保守点検とは別に行う浄化槽の機能診断のことで、指定検査機関に依頼して受検してください。

指定検査機関 (社)埼玉県浄化槽協会 ☎048-533-4700

7条検査・・・設置された浄化槽が適正に施工され、機能しているか確認する検査。

浄化槽を使い始めてから3~5か月の間に行わなければなりません。

例 10人槽以下 13,000円

11条検査・・・保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかを確認する検査。

毎年1回行わなければなりません。

例 10人槽以下 5,000円

法定検査を受けないと? → 指導・勧告 → 命令 →

罰則

2 保守点検

浄化槽の点検、調整や修理のことです。浄化槽の処理方式や規模によって定められた回数を実施しなければなりません。登録業者は県のホームページで確認できます。



3 清掃

浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜きや調整、機器洗浄のことです。

年1回以上実施しなければなりません。

町の許可を受けた次の業者に委託してください。

許可業者(順不同) 伊藤商事 ☎62-4566

伊藤衛生社 ☎62-0528



※清掃を行ったかたには、法定検査の受検シールの付近に許可業者が清掃作業シールを貼っていくので、次回の清掃の目安にしてください。

浄化槽を適正に管理しないと?

放流水の水質が悪化し、悪臭が発生してしまうことになり、生活環境を悪くする原因になってしまいます。河川の汚濁原因の7割は生活排水によるものと言われています。荒川上流域の水質を守るためにも、浄化槽を適正に管理しましょう。

ごみ収集車の火災多発!

秩父地域で令和2年11月から12月にかけて、不燃ゴミ収集中に収集車の火災が3件発生しました。

排出された不燃ごみの中から、中身の残ったスプレー缶やガスボンベが確認され、これが火災原因とみられています。

こうした事故は、付近の住民や通行人、収集員にとって大変危険なばかりでなく、皆さんのごみの円滑な処理にも影響が出ることとなります。

住民の皆さんには、適正な排出についてお願いしているところですが、再度ご確認をいただき、円滑で安全なごみ収集が行えるようご協力をお願いします。

スプレー缶の捨て方: 中身を全て使いきり、安全な場所でガス抜きキャップを使用してガスを抜いてください。



問合せ 町民生活課 環境衛生担当 ☎62-1232